

番 号 : 140339

国 名 : フィリピン

担当部署 : 経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第二課

案件名 : バンサモロ包括的能力向上プロジェクト

(クイック・インパクト・プロジェクト (QIP) 事業計画策定・実施支援 (施設設計))

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : クイック・インパクト・プロジェクト (QIP) 事業計画策定・実施支援 (施設設計)

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2014年6月下旬から2015年4月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.80M/M、 現地 5.00M/M、 合計 5.80M/M

(3) 業務日数 : 国内準備 第一次現地 第一次国内

4日 90日 4日

第二次現地 第二次国内 第三次現地 帰国後整理期間

30日 4日 30日 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 6月 4日 (12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、または郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月 26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

1) 業務実施の基本方針 16点

2) 当該業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等 :

1) 類似業務^{注1)} の経験 40点

2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)} での業務経験 8点

3) 語学力^{注3)} 16点

4) その他学位、資格等 16点

(計100点)

注1) 類似業務：施設設計・施工監理に係る各種業務

注2) 対象国／類似地域：フィリピン／全途上国

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピン国の南部に位置するミンダナオ島は面積 10.2 万平方キロ、人口約 2,200 万人（2010 年統計）の島嶼である。南西部・中部ミンダナオでは、40 年以上に及ぶ紛争の影響でフィリピン国内でも貧困率が高く、基礎的社会サービスやインフラの不足などの課題を抱えている。

1990 年、ムスリム・ミンダナオ自治区（ARMM）が発足し、1996 年ミンダナオ島におけるムスリム反政府グループの主たる勢力であったモロ民族解放戦線（MNLF）とフィリピン政府の間で和平合意が締結された。その後も、1984 年に MNLF から分離したモロ・イスラム解放戦線（MILF）とフィリピン政府との間で武力衝突が繰り返されてきたが、2001 年にフィリピン政府と MILF との間にて和平交渉が開始され、「トリポリ協定」に基づき、紛争影響地域の復興・開発・人道活動を担う組織として、MILF のもとにバンサモロ開発庁（BDA）が設立された。

2012 年 10 月、フィリピン政府・MILF 双方の和平交渉団によりミンダナオ和平に関する「枠組み合意」が署名され、2016 年に「バンサモロ新自治政府」（以下、「新自治政府」）が設立されることが合意された。同合意に基づき、2013 年から 3 年間を移行期間として、バンサモロ移行委員会（Transition Commission、以下 BTC）の設置、同委員会による新自治政府設立のための基本法の策定、暫定自治政府の設立、ARMM 政府の廃止を経て、2016 年に新自治政府が設立されることとなっている。

JICA は、これまで、ARMM 政府及び BDA に対して協力を行ってきたが、上記和平プロセスの進展を受け、ARMM 政府及び MILF 側人材から構成される想定の新自治政府が適切な行政サービスを提供していくことができるよう、移行プロセス期間から「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を開始した。本プロジェクトでは、新自治政府の体制・制度構築、当該地域住民の意向に則した地域開発計画の早急な策定、新自治政府による住民の期待にこたえる効果的な行政サービスの提供、新自治政府設立に向けた行政官の育成を促進することを目的とし、2013 年 7 月～2016 年 7 月の協力期間で実施中である。本プロジェクトでは、BTC、ARMM 政府等をカウンターパート（以下、C/P）とし、両 C/P に対して、2016 年から新自治政府が適切な行政サービスを提供していくために必要な協力を行っている。

また、2014 年 3 月 27 日に包括和平合意文書が署名され、今後 2015 年のバンサモロ暫定統治機構発足を経て、住民投票、2016 年の新自治政府（バンサモロ政府）発足に向けて、政治・行政が大きく変動する局面において、バンサモロ地域の人々へできるだけ早期に平和の配当を目に見える形で示し、新政府への信頼を醸成していくことが地域の安定に寄与すると考えられる。この観点から、本プロジェクトの枠組みにおいて、クイック・インパクト事業（以下、QIP という）を実施することし、先方 C/P 機関と合意に至った。

本業務従事者派遣においては、QIP 実施促進のため、C/P 機関を中心とした関係者と調整しつつ、事業対象サイト・協力内容・スケジュール・実施体制を検討し、本プロジェクトが実施する詳細な事業計画策定・設計・入札支援・施工監理支援等を行うことを目的とする。なお、先方と合意した QIP の内容（案）については以下の通り。

- 協力内容：①コミュニティ集会所、②小学校の拡張、③農業関連の建築物等
上記①～③からコミュニティのニーズに応じて内容を決定する。

- 対象地域：ミンダナオ島現 ARMM 地域（Maguindanao, Lanao del Sur, Basilan, Sulu, Tawi-Tawi 州）及び周辺紛争影響地域（対象バランガイ¹は本業務従事者到着前にリスト化されている予定）
- 予算規模：最大 400 万円×20 か所
- スケジュール：2014 年 10 月上旬までに工事を開始し、2015 年 2 月末までに完工する。
- 実施体制：本業務従事者の着任に合わせ、JICA フィリピン事務所がローカルコンサルタント（3 名を想定）を確保する予定。
- 留意事項：本事業は迅速な完了を最優先としつつも、施設の設計や施工について、バンサモロ関係者と日本の協力による付加価値を付与すること。具体的な例として、設計・施工改善による自然災害に強い建物であること、バンサモロ支援であることを象徴するデザインとすること、等が挙げられる。詳細は現地調査期間中に関係者と協議、検討すること。また、国際地震工学会（IAEE）及びアメリカ地震工学研究所（EERI）のガイドライン等を参考に、ノンエンジニアド建築（建築技術者に依らない施工物）の耐震性を十分に確保できるよう、各建設現場の環境を踏まえて設計図書作成の際に工夫すること。

7. 業務の内容

本業務従事者は、業務実施にあたってコタバト・プロジェクト事務所に常駐するプロジェクトチームと十分協議を行いながら、QIP 実施促進のため、関係機関と調整しつつ、事業対象地域・協力内容・スケジュール・実施体制を検討し、早期の事業開始及び実施に向けた調整を行うことを目的とする。第 1 次現地調査期間では、QIP の事業対象地域・協力内容・実施体制を検討し、事業計画策定（施設設計）並びに、調達支援（PQ 要件設定、PQ 審査、入札評価含む）を行う。第 2 次現地派遣期間では、施工業者が円滑に工事を開始できるよう立ち上げ支援を行う。第 3 次現地派遣期間では、各サイトの施工完了の確認及び引き渡し作業の支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内事前作業期間（2014 年 6 月下旬）

- 1) 本プロジェクト、及び JICA がミンダナオ紛争影響地域及び ARMM で実施した関連プロジェクトについて、本邦で収集可能な既存の文献、報告書等を確認し、本プロジェクトの背景を確認する。また、QIP の実施に向けた課題を整理し、活動方針・スケジュールを検討する。なお、JICA と先方 C/P 間で QIP にかかる合意文書（MOU）が署名されている為、同文書に基づいたものとする。
- 2) 上記を踏まえ、第 1 次、第 2 次、第 3 次の派遣時毎の活動が明確になるように業務計画（英文）を作成し、経済基盤開発部に説明を行うとともに、活動の進め方について合意する。

(2) 第 1 次現地派遣期間（2014 年 6 月下旬～9 月下旬）

- 1) 第 1 回現地業務開始時に JICA フィリピン事務所及びコタバトプロジェクト事務所（以下、CPO）、及び CPO の指定する先方関係者に業務計画の説明を行うとともに、活動の進め方について合意する。
- 2) QIP 実施機関となるバンサモロ開発庁（以下、BDA）との協議を通じ、ローカルコンサルタントとともに、QIP 実施に係る詳細な活動方針（各活動の評価指標設定含む）、工程（調達スケジュール含む）、調達方法、実施体制（完工後の運営維持管理体制含む）に係る業務計画詳細

¹ フィリピンの行政最小単位

- 版（英文）
を作成する。
- 3) 業務計画詳細版について、QIPタスクフォース²に報告を行い、業務計画の確認を行う。また、必要に応じ活動や実施スケジュールの変更/修正を行う。
 - 4) QIPサイト選定に係る業務の実施（7月上旬～7月下旬）

QIPサイト選定に係る業務手順及び実施主体は下記イ）～ニ）を想定している。

 - イ) QIP事業計画策定とりまとめ：本業務従事者が、CPOの指示の下策定。
 - ロ) QIPサイト選定：本業務従事者の指示の下、BDA及びローカルコンサルタントが予め選定された対象バラングイにおける「ソーシャルプレパレーション」を通じ、コミュニティの意向を計画に取り入れながら、サイト選定、活動選定を行う。結果については、本業務従事者中心にとりまとめ、CPOの承認を得る。
 - ハ) QIPタスクフォースに対し、本業務従事者がBDAとともにQIPサイト及び活動選定結果の報告を行い、承認を得る。
 - 5) QIP実施に係る準備業務の実施（7月下旬～9月中旬）

QIP準備業務に係る業務手順及び実施主体は下記イ）～ニ）を想定している。

 - イ) QIP施設設計・入札図書・契約書雛形等作成：JICA調達ガイドラインに基づき、本業務従事者による必要な調達関連書類（PQ要件設定、予定価格調書案、入札図書案、契約書案含む）の準備支援の下、ローカルコンサルタントが作成する。なお、建築施設数が多数に亘るため、適切な数に分割してパッケージ化した上で発注を行う事とする。
 - ロ) QIP各サイト現地踏査：ローカルコンサルタント及びBDA中心。治安上渡航が可能な地域については、本業務従事者も現場踏査を行い、ローカルコンサルタントへ指示を行う。その際、工事期間中の安全面でのリスク分析、また、技術的観点からの実施スケジュールの確認を行う。
 - ハ) QIP各サイト施設設計・入札図書作成：本業務従事者指示の下、ローカルコンサルタントが作成する。

ニ) 入札評価を含む入札に係る支援を行う。
 - 6) QIP事業実施計画取りまとめ：本業務従事者が行い、CPOの承認を得てJICAフィリピン事務所へ提出する。
 - 7) 第1次現地調査の完了に際し、第1次現地派遣期間中に作成した成果品等を含む、現地業務結果報告書（英文）を作成する。
 - 8) 帰国時に、JICAフィリピン事務所にて現地業務結果について現地業務結果報告書に基づき説明を行う。
- (3) 第1次国内作業期間（2014年9月下旬）
- 1) 第1次現地派遣期間業務結果について、現地業務結果報告書に沿って、経済基盤開発部に報告を行う。
 - 2) 入札後の必要なサポート・フォローを行い、スケジュール通りの事業実施を支援する。
 - 3) 第1次現地派遣期間の業務結果を踏まえ、必要に応じて業務計画詳細版（英文）の修正を検討する。
 - 4) 業務計画詳細版（英文）に基づき、第2次現地派遣前に活動内容について経済基盤開発部に説明を行い、了承を得る。

² 現時点での構成組織はバンサモロ移行委員会社会経済事務所（BTC-Socio Economic Office）、BDA、CPO。詳細は現地入り後これら機関との協議により決定する。

- (4) 第2次現地派遣期間（2014年10月上旬～11月上旬）
- 1) JICAフィリピン事務所及びCPOに対し、第2次現地派遣期間の活動について基づき業務計画詳細版（英文）に基づき説明を行う。
 - 2) QIP施工業者との契約に係る進捗確認及び実施促進を行う。
 - 3) 工事開始に際し、施工監理体制を検討するとともに、以下イ）～ハ）に係る施工業者への指示を行う。
 - イ) 施工中の安全対策の徹底：契約書に基づき、現地業者から工事の施工状況にかかる報告書（安全配慮を含む）を提出させる。
 - ロ) 地元住民の雇用促進：契約書に基づき、工事に際し、地元住民の雇用を検討するよう説明する。
 - ハ) 災害に強い施工技術に係る指導：
 - 4) ローカルコンサルタントの行う施工監理を指導する。トラブルが生じた際には、JICAフィリピン事務所及びCPOへ迅速に報告を行い、対策を検討する。
 - 5) 全サイトの工事が開始され軌道にのったことを確認し、進捗報告書を作成する。また、CPO専門家にローカルコンサルタントの業務監理に係る引き継ぎを行う。
 - 6) 第2次現地調査の完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAフィリピン事務所、CPO、関係機関に提出し、報告する。
- (5) 第2次国内作業期間（2014年11月下旬）
- 1) 第2次現地派遣期間業務結果について、現地業務結果報告書に沿って、経済基盤開発部に報告を行う。
 - 2) QIP施工監理に係る必要なサポートを行う。
 - 3) 業務計画詳細版（英文）に基づき、第3次現地派遣前に活動内容について経済基盤開発部に説明を行い、了承を得る。
- (6) 第3次現地派遣期間（2015年2月中旬～3月中旬）
- 1) JICAフィリピン事務所及びCPOに対し、第3次現地派遣期間の活動について基づき業務計画詳細版（英文）に基づき説明を行う。
 - 2) QIP施工状況に係る進捗確認を行う。
 - 3) ローカルコンサルタントに対し、施工完了の確認を行うよう指示する。渡航可能な地域に関しては、本業務従事者も可能な範囲で施工完了確認作業を支援する。トラブルが生じた際には、JICAフィリピン事務所及びCPOへ迅速に報告を行い、対策を検討する。
 - 4) 完工確認後、順次引き渡し作業を支援し、結果をQIP事業完了報告書として取りまとめる。
 - 5) 第3次現地調査の完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAフィリピン事務所、CPO、関係機関に提出し、報告する。
- (7) 帰国後整理期間（2015年4月上旬）
- 業務完了報告書（和文）を取りまとめ、帰国後10日を目途に帰国報告会にて関係者（経済基盤開発部、JICAフィリピン事務所、CPO等）に報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書は以下の通り。
各報告書等については、最終版の提出前に、CPO及びC/Pと協議の上作成した案を、経済基盤開発部に事前に電子データにて提出することとする。

- (1) 業務計画（英文9部）

(経済基盤開発部 4 部、JICAフィリピン事務所、CP02部、BDA、QIPタスクフォース)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容(案)などを記載。

- 1) 業務計画詳細版(電子データのみCP0へ提出)
- (2) QIP事業実施計画報告書(サイト選定経緯含む、英文9部)
(経済基盤開発部 4 部、JICAフィリピン事務所、CP02部、BDA、QIPタスクフォース)
- (3) QIP事業進捗報告書(英文9部)
(経済基盤開発部 4 部、JICAフィリピン事務所、CP02部、BDA、QIPタスクフォース)
- (4) QIP事業完了報告書(英文9部)
(経済基盤開発部 4 部、JICAフィリピン事務所、CP02部、BDA、QIPタスクフォース)
- (5) 現地業務結果報告書(英文9部)
(経済基盤開発部 4 部、JICAフィリピン事務所、CP02部、BDA、QIPタスクフォース)
各現地派遣期間中の業務の内容、達成状況、業務実施上遭遇した課題とその対処等を記載するとともに各現地派遣期間中に作成した成果品を添付すること。
 - イ) 第1次現地業務結果報告書
 - ロ) 第2次現地業務結果報告書
 - ハ) 第3次現地業務結果報告書
- (6) 専門家業務完了報告書(和文4部)(経済基盤開発部2部、JICAフィリピン事務所、CP0)
本調査従事中の業務の内容、業務上遭遇した課題とその対処、QIP実施上の留意点等を記載すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示に係る見積書の積算にあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照のこと。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積書に計上すること)。
フィリピン国内移動については現物提供となるため、契約に含めない。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - 1) 現地業務日程
現地派遣期間は2014年6月下旬~9月中旬、10月上旬~11月上旬、2015年2月中旬~3月中旬の3回を予定しているが、時期については現地の状況に応じて調整する。
 - 2) 現地での業務体制
業務実施にあたっては、プロジェクトチーム及び先方関係者と十分協議を行いつつ進めることとする。特に、現地業務実施においては、現地の情勢を踏まえ、プロジェクトチームと十分に協議を行いつつ進めることに留意する。本業務に係るプロジェクトチームの構成は、以下のとおり(本業務の現地作業期間に派遣が予定されている長期専門家のみ記載)。コタバトプロジェクト事務所に常駐している。
 - ・ チーフアドバイザー(長期派遣専門家)
 - ・ 業務調整(長期派遣専門家)
 - ・ 人材育成/業務調整(長期派遣専門家)
 - 3) 便宜供与内容
JICAフィリピン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の通り。
 - ① 空港送迎
あり

- ② 国内移動
マニラ-ミンダナオ島（コタバト市）間のフライト等活動に必要な国内移動の提供（契約に含めず）
- ③ 宿舎手配
ミンダナオ島での活動期間に限り、プロジェクトチームが手配する（但し、宿泊料は契約に含まれる）
- ④ 車両借上げ
活動に必要な移動に係る車両の提供（契約に含めず）
- ⑤ 通訳備上
なし
- ⑥ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジ
- ⑦ 執務スペースの提供
本プロジェクト事務所（ミンダナオ島コタバト市）における執務スペース提供（ネット環境有）
- ⑧ 警護及び警備員配置
プロジェクトチームによる、活動に必要な警護に係る警備員の配置

(2) 参考資料

本業務に関する資料を当機構経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第二課（TEL：03-5226-8143）に照会後、電子データにて配布する。

- ・ QIP MOU
- ・ R/D
- ・ WORKPLAN
- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ SERD-CAAM報告書（電子データ）

(3) 安全管理

フィリピン国ミンダナオ島内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守すると共に、機構総務部安全管理室、JICAフィリピン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。尚、現地渡航前に経済基盤開発部の指示に基づき、安全管理ブリーフィングを受けることとする。

(4) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。